

国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程の全部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程（16 経教 規則第29号）の全部を次の通り改正する。

現 行	改 正（案）	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規則第29号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第20条の規定に基づき、定年により退職した職員の再雇用について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 再雇用の対象となる職員は、再雇用する年度の前年度末に定年退職した者とする。</p> <p>（再雇用の方法）</p> <p>第3条 再雇用は、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営に資するため、特に必要があると認められる場合において、1年を超えない範囲内の期間（再雇用しようとする日の属する年度の末日までの期間に限る。）を定めて採用するものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第20条の規定に基づき、定年により退職した職員の再雇用について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（適用就業規則）</p> <p>第2条 この規程により再雇用された職員（以下、「再雇用職員」という。）は、この規程に定めるもののほか、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤職員就業規則」という。）の適用を受けるものとする。</p> <p>（職名）</p> <p>第3条 再雇用職員の採用は、非常勤職員就業規則に定めるパートタイム契約職員とし、その職名は、再雇用職員とする。</p> <p>（対象者）</p> <p>第4条 再雇用の対象となる職員は、就業規則第4条第1項に規定する事務職員及び技術職員のうち、就業規則第19条第1項に定める定年退職する時に次条に定める再雇用基準に該当する者とする。</p> <p>2 前項にかかわらず学長が、特に必要と認めた者とする。</p> <p>（再雇用基準）</p> <p>第5条 労働者の過半数を代表する者との書面による協定に基づく基準とする。</p> <p>（再雇用の方法）</p> <p>第6条 再雇用は、その者の知識、経験及び希望等を参考に、本学が総合的な判断に基づき1年を超えない範囲内の期間（再雇用しようとする日の属する年度の末日までの期間に限る。）の雇用条件を年度ごとに提示し、採用するものとする。</p>	

2 前項に規定する採用は、再任用を希望する者の中から、従前の勤務実績等に基づく選考により行う。

(試用期間)

第4条 就業規則第8条の規定にかかわらず、再雇用された職員(以下「再雇用職員」という。)には、試用期間を設けないものとする。

(雇用期間の更新)

第5条 再雇用職員の雇用期間は、更新直前の雇用期間の勤務実績が良好である場合に限り、1年を超えない範囲内(期間を更新しようとする日の属する年度の末日までの期間に限る。)で更新することができる。

2 雇用期間を更新しようとする場合には、再雇用職員の同意を得て行うものとする。

(再雇用の上限年齢)

第6条 再雇用職員の雇用期間(延長された雇用期間を含む。)の上限は、生年月日の別により定める次表の上限年齢に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

生 年 月 日	上限年齢
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	満62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳
昭和24年4月2日以降	満65歳

(休暇)

第7条 再雇用職員の年次休暇は、定年退職に引き続き再雇用職員となった場合には、当該退職時における未使用の日数を付与するものとする。

2 第5条の規定により雇用期間を更新された場合の年次休暇は、更新された日の前日における未使用の日数を付与するものとする。

3 定年退職に引き続かず再雇用職員となった場合の年次休暇は、新たに採用された職員として取り扱い、在職期間に応じた年次休暇日数を付与するものとする。

(勤務時間等)

第8条 再雇用職員の勤務時間・休暇に関する事項については、前条に定

(雇用期間の更新)

第7条 再雇用職員の雇用期間は、更新直前の雇用期間の勤務実績が良好である場合及び受診した職員健康診断結果等を産業医が判断し、就業上の支障がない者に限り、1年を超えない範囲内(期間を更新しようとする日の属する年度の末日までの期間に限る。)で更新することができる。

2 雇用期間を更新しようとする場合には、再雇用職員の同意を得て行うものとする。

(再雇用の限度)

第8条 再雇用職員の雇用期間(更新された雇用期間を含む。)の上限は、次表に定める定年退職年月日ごとの上限年齢に達する日以後における最初の3月31日までとする。

定 年 退 職 年 月 日	上限年齢
平成18年4月1日～平成19年3月31日	満62歳
平成19年4月1日～平成22年3月31日	満63歳
平成22年4月1日～平成25年3月31日	満64歳
平成25年4月1日～	満65歳

(休暇)

第9条 再雇用職員の年次休暇は、定年退職に引き続き再雇用職員となった場合には、当該退職時における未使用の日数を付与するものとする。

2 第7条の規定により雇用期間を更新された場合の年次休暇は、更新された日の前日における未使用の日数を付与するものとする。

(労働時間等)

第10条 再雇用職員の労働時間・休暇に関する事項については、次の各号に掲げるもののほか、非常勤職員就業規則によるものとする。

めるもののほか、「東京農工大学職員勤務時間、休暇等に関する規程」によるものとする。

(給与)

第9条 再雇用職員の給与に関する事項については、本条に特段の定めがある場合を除き、「東京農工大学職員給与規程」(以下「職員給与規程」という。)によるものとする。

2 再雇用職員の給与月額については、別表第1に定めるところによる。

3 再雇用職員には、職員給与規程第2条に規定する諸手当のうち、俸給の調整額、管理職手当、都市手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、期末特別手当を支給する。

(退職手当)

第10条 再雇用職員には、退職手当を支給しない。

(懲戒)

第11条 再雇用職員の定年退職となった日までの引き続き職員としての在職期間中の行為が、就業規則第40条に規定する懲戒事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。

(休職)

第12条 再雇用職員には、就業規則第13条第4号に規定する休職は適用しない。

(就業規則の準用)

第13条 再雇用職員には、本規程に定めるところのほかは、就業規則を準用する。

附 則 省略

一 1日の労働時間数は6時間以内とする。

二 1週の労働時間数は18時間以上30時間以内とする。

三 1週の労働日数は3日以上5日以内とする。

2 前項にかかわらず学長が必要と認めた場合には、その都度定める労働時間等とすることができる。

(給与)

第11条 再雇用職員の給与に関する事項については、次項に掲げるもののほか国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程(以下「非常勤職員給与規程」という。)によるものとする。

2 再雇用職員の時間給については、別表に定める金額の範囲内とする。

3 前2項にかかわらず学長が必要と認めた場合には、その都度定める金額とすることができる。

(退職手当)

第12条 再雇用職員には、退職手当を支給しない。

(懲戒)

第13条 懲戒に関する事項は、国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程による。

附 則 省略(現行どおり)

別表(第11条関係)

	適用俸給表	適用区分	適用時間給
	国立大学法人東京農工大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第2の一般職俸給表(一)	国立大学法人東京農工大学職員表彰規程(以下、「職員表彰規程」という。)第2条第1項のいずれかに該当する者	職員給与規程別表第2の一般職俸給表(一)の再雇用職員の4級の俸給で計算した時間給
		上記の適用区分に該当しない者	職員給与規程別表第2の一般職俸給表(一)の再雇用職員の3級の俸給で計算した時間給
	職員給与規程別表第2の一般職俸給表(二)	職員表彰規程第2条第1項のいずれかに該当する者	職員給与規程別表第2の一般職俸給表(二)の再雇用職員の3級の俸給で計算した時間給
		上記の適用区分に該当しない者	職員給与規程別表第2の一般職俸給表(二)の再雇用職員の2級の俸給で計算した時間給
	職員給与規程別表第2の教育職俸給表	職員表彰規程第2条第1項のいずれかに該当する者	職員給与規程別表第2の教育職俸給表の再雇用職員の2級の俸給で計算した時間給
		上記の適用区分に該当しない者	職員給与規程別表第2の教育職俸給表の再雇用職員の1級の俸給で計算した時間給

附 則 (18教 規程第40号)

この規程は、平成18年12月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。